

令和3年度 市民税・県民税の課税について

1. 計算方法



2. 令和3年1月1日現在宇都市に住所を有する人に課税されます。

3. 非課税

- 次に該当する人は、市民税・県民税が課税されません。
- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親のいずれかに該当する人で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

4. 均等割の非課税

前年の合計所得金額が、次の金額以下の人に対しては、均等割が課税されません。

$$(ア) \text{ 扶養親族がある場合} \quad 32\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 29\text{万円}$$

$$(イ) \text{ 扶養親族がない場合} \quad 42\text{万円}$$

5. 所得割の非課税

前年の総所得金額等の合計額が、次の金額以下の人に対しては、所得割が課税されません。

$$(ア) \text{ 扶養親族がある場合} \quad 35\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 42\text{万円}$$

$$(イ) \text{ 扶養親族がない場合} \quad 45\text{万円}$$

6. 所得控除額

裏面の所得控除額の表を御参照ください。

7. 所得割税率

市民税 6% 県民税 4%

8. 均等割額

市民税 3,500円 県民税 2,000円

※「やまぐち森林づくり県民税」を平成17年度から県民税均等割額に500円加算して負担していただいております。県民共有の財産である森林を、健全な姿で次世代へ引き継ぐためご理解とご協力をお願いします。

9. 調整控除

所得税との控除額の差による税負担の増加を調整するための減額措置

・合計課税所得金額が200万円以下の場合

①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3% 県民税2%) 相当額

① 下表のうち適用がある控除の金額欄に掲げる金額の合計額

② 合計課税所得金額

・合計課税所得金額が200万円超の場合

①から②を差し引いた額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3% 県民税2%) 相当額

① 下表のうち適用がある控除の金額欄に掲げる金額の合計額

② 合計課税所得金額から200万円を差し引いた額

控除の種類	金額	控除の種類	金額	納税者本人の所得金額		控除の種類	金額	
				900万円以下	900万円超			
障害者控除	普通 1万円	寡婦 1万円	除 1万円	納税者本人の所得金額	950万円以下	950万円超	1,000万円以下	
扶養控除	特別 10万円	ひとり親 10万円	除 5万円	控除の種類	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	
	同居特別 22万円	勤労学生 22万円	除 1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	一般 5万円	納税者本人の所得金額	除 5万円	老人	10万円	6万円	3万円	
	特定 18万円	健康 2,400万円以下	除 5万円	配偶者	3万円	4万円	2万円	
同居老親	老人 10万円	健康 2,400万円超	除 2,450万円以下	特別控除	4万円以下	4万円	2万円	
	同居老親 13万円	健康 2,450万円超	除 2,500万円以下	特別控除	4万円以上	5万円	1万円	

10. 税額控除(配当控除額)

種類	課税所得金額		配当控除額		市民税	県民税
	1,000万円以下	1,000万円超	1,000万円以下	1,000万円超		
利益	1.6%	1.2%	1.6%	0.8%	0.6%	0.6%
証券投資	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.3%	0.3%
信託	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.15%	0.15%

11. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

12. 税額控除(住宅借入金等特別税額控除額)

前年分の所得税にて平成21年から令和3年の入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、①から③を控除した額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には当該金額)に③の割合を乗じた額
ただし、居住年が平成26年4月から令和3年末までである、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額

② 前年分の所得税額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

③ 市民税 3/5 県民税 2/5

なお、住宅借入金等特別税額控除額は、給与所得等に係る市民税・県民税、特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の摘要欄に記載しています。

13. 税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、この超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3 宇都市が各別で指定した寄附金(ただし、宇都市内に事業所または事業所を有する法人または団体に對する寄附金に限る)

例: 指定寄附金(国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構等への寄附金)、独立行政法人への寄附金等

※詳細は宇都市ホームページをご覧ください。

課税所得金額から人的控除差を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満	90%
0円未満	地方税法に定める割合

ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、上表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)となります。なお「ふるさと納税(ワンストップ特例制度)」が適用される場合は、この控除額に加え、所得税における控除額に相当する「申告特別控除額」が加算されます。

○ 所得控除額

種 類	控 除 額	種 類	控 除 額																																
雑 損 控 除	実質損失額－総所得金額等の合計額の10% } 災害関連支出－5万円 } いずれが多い額	勤 労 学 生 控 除	26万円																																
医 療 費 控 除 〔(1)、(2)のいずれか〕	(1)医療費の実質負担額 - (総所得金額等の5% 又は 10万円のいずれか低い金額 (限度額200万円))	配 偶 者 控 除	<table border="1"> <tr> <td>納税者本人の所得金額</td> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table>	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																				
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																
一般	33万円	22万円	11万円																																
老人	38万円	26万円	13万円																																
社会保険料控除	(2)特定一般用医薬品等購入費-1万2千円 (限度額8万8千円)	納税者本人の所得金額	900万円超 950万円以下																																
小規模企業共済等掛金控除	支払った健康保険料等の金額 支払った第1種共済掛金 及び心身障害者扶養共済掛金の金額	配偶者の所得	<table border="1"> <tr> <td>4.8万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	4.8万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
4.8万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																
生命保険料控除	一般の生命保険料及び個人年金保険料をそれぞれの式で計算し合計します。合計の限度額は70,000円です。 ・新契約 (一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料) (1)12,000円以下のとき 支払保険料の金額 (2)12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3)32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4)56,000円を超えるとき 28,000円 ・旧契約 (1)15,000円以下のとき 支払保険料の金額 (2)15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2 + 7,500円 (3)40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4 + 17,500円 (4)70,000円を超えるとき 35,000円	配 偶 者																																	
地震保険料控除	地震保険料契約に係るもの (1)50,000円以下のとき 支払保険料×1/2 (2)50,000円を超えるとき 25,000円 旧長期損害保険契約に係るもの (1)5,000円以下のとき 支払保険料の金額 (2)5,000円を超え15,000円まで 支払保険料×1/2 + 2,500円 (3)15,000円を超えるとき 10,000円 地震・旧長期の両方ある場合は最高25,000円	特 別 控 除																																	
障害者控除	1人につき26万円 (特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)	扶 養 控 除	<p>(1)一般の扶養親族1人につき33万円 (2)特定扶養親族1人につき45万円 (3)老人扶養親族 ・同居老親等である老人扶養親族1人につき45万円 ・同居老親等以外の老人扶養親族1人につき38万円</p>																																
寡婦控除	26万円	基 礎 控 除	<table border="1"> <tr> <td>納税者本人の所得金額</td> <td>2,400万円以下</td> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> </tr> </table>	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	老人	43万円	29万円	15万円																								
納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下																																
老人	43万円	29万円	15万円																																
ひとり親控除	30万円	参 考 事 項	<p>老人扶養 昭和26年1月1日以前に生まれた人 未成年者 平成13年1月3日以降に生まれた人 特定扶養 平成10年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた人 年少扶養 平成17年1月2日以降に生まれた人</p>																																